平成２１年（フ）第１８４号
広島県福山市日吉台２丁目32番１―604号
債務者　吉原晋英こと　金　　奎睦
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１８５号
広島県福山市多治米町４丁目４番８号　ビーライン多治米101、旧住所広島市西区三篠町３丁目９番17―603号
債務者　岩崎　千春
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１９９号
広島県福山市多治米町４丁目34番９号　武永住宅
債務者　村岡　正康
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２００号
広島県福山市沼隈町大字中山南1234番地１　ラポール沼隈206
債務者　堀本　枝里
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４２７号
静岡県島田市御仮屋町7437番地の13
債務者　平井　家光
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２８号
静岡県島田市御仮屋町7437番地の13
債務者　平井和雅子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９６号
広島県福山市神辺町大字下竹田801番地３、旧住所広島県福山市神辺町字西中条982番地の２　品川メンテナンスＡの403号
債務者　赤木　和子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６０６号
東京都東大和市新堀１丁目1439番地カサベージュ105号
債務者　古谷　千景
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３４４号
東京都西東京市東伏見４丁目９番20号
債務者　古庄　玲子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６２３号
東京都稲城市若葉台４丁目33番地ビューコート若葉台７―603
債務者　溝口　彩子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６３５号
東京都世田谷区下馬５丁目23番11号ガレ下馬205
債務者　津田慎太郎
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６５９号
東京都町田市成瀬が丘２丁目12番地９
債務者　山口　典男
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３５１号
栃木県宇都宮市立伏町893番地115
債務者　吉田　妙子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２３５号
栃木県那須烏山市小白井813番地27
債務者　ペットサロンのざきこと　野﨑　泰正
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２３６号
栃木県那須烏山市小白井813番地27
債務者　野﨑ちか子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係